役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人　高龍会　西部保育園

（目的）
第１条 この規程は社会福祉法人高龍会（以下「法人」という。）の定める定款第８条第１項の役 員の報酬及び定款第１３条第１０項に定める評議員の報酬等について、定めたものである。

（理事の報酬）
第 2 条 法人の理事の報酬は無報酬とする。

（評議員の報酬）
第 3 条 法人の評議員の報酬は無報酬とする。

（雑則）
第 4 条 その他特に定めのない事項に関しては、理事長が定める。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。